

工事又は作業を行なう場合の道路の管理者と警察署長との協議に関する命令の運用についての申し合せについて

(昭和36年5月15日岩交収第808号警察本部長)

関係警察署長

みだしのことについて、今般東北地方建設局と別添のとおり協定したので通達する。

なお、この運用については、昭和36年4月7日付岩交発第74号「工事又は作業を行う場合の道路管理者と警察署長との協議に関する命令の運用について」の例規通達を参照のこと。

工事又は作業を行う場合の道路の管理者と警察署長との協議に関する命令の運用についての申し合せ

東北地方建設局長と岩手県警察本部長とは道路交通法第80条第2項の規定に基づく標記の命令の運用について警察署長と道路の管理者の協議の実施について次のように申し合わせる。

1 協議事項及び他の必要な連絡事項について

道路の管理者が警察署長に送付する協議文書には、次の各号に掲げる事項について記載するものとする。

(1) 工事名

(2) 工事場所

路線名・工事の場所・延長について記載する。

(3) 工事の時期

工事又は作業を行う期間及び夜間作業の予定計画があるときはその期間と作業時間を記載する。単に夜間作業もあり得ると想定されるときは、夜間作業することもありと記載する。

(4) 工事等の方法の概要

工事等の方法とは次の各号に掲げる事項をいい設計の技術的内容に立ち入るようなものは含まれない。

イ 直営又は請負の別

ロ 工事の内容の概要

工事種別(改良・舗装・修繕・橋梁架替)延長・幅員等を記載する。

ハ 施行の順序

工事の時間的・場所的な施行の順序(工事の分割施行予定)等について記載する。

ニ 主要機械器具・主要資材の置場

主要機械の機名、台数、運転休止時の置場が路面上か路面外か、路面上ならどんな場所かを記載する。

主要資材の置場についても同様とする。

ホ 保安設備の設置状況

危害防止施設の概要について記載する。

ヘ 図面($\frac{1}{50,000}$ の平面図)

(5) 工事等を行う場合における道路交通に対する措置

次の各号に掲げる事項について記載する。

- イ 交通制限区間
- ロ 交通制限期間
- ハ 禁止又は制限の対称
- ニ 迂回路の有無
- ホ 設置標識
- ヘ 工事区間内の交通処理員の配置状況
- ト 警察官配置の要否
- チ 図面

$\frac{1}{50,000}$ の平面図又は見取図に交通制限区間・迂回路・道路標識設置ヶ所・交通処理信号員の配置状況等を明示する。

(6) 工事の責任者及び連絡先

総括責任者・現場責任者・連絡担当者・請負人等を記載する。

なお、請負人の現場責任者は請負人より警察署長に文書をもって届出るものとする。

2 協議文書の様式について

道路の管理者が警察署長に送付する文書は様式第1号、警察署長が道路の管理者に回答する文書は様式第2号とする。

3 協議の対象について

道路の管理者が道路の新設又は改築のため道路において工事を行なおうとする場合においては、現に供用を開始している道路の部分についてのみ協議の対象とする。

4 道路の管理者が日常の管理行為として行う維持作業の取扱について、道路の管理者が道路を常時良好な状態に保持するため日常の管理行為として行う維持作業については、協議を要しないものとする。

但し道路の通行を禁止し又は制限する必要があると認められるものについてはあらかじめ警察署長と協議するものとする。

5 工事等の計画の連絡について

道路の工事等の計画は、当該年度の実施計画確定後できるだけ早い時期にそれらの計画を警察署長に連絡するものとする。

6 交通規制等についての協力について

工事等を行う場合における交通規制等について道路の管理者から協力を求められたときは警察署長は道路の管理者と一体となつて道路における危険を防止しその他交通の安全と円滑を図るため必要な措置を講ずるものとする。

7 協議内容の厳正な履行について

道路の管理者は工事等の実施にあつて協議内容の厳正な履行に努めること。このため直営工事等の場合の監督体制の強化に努めることはもちろん、請負工事の場合についても協議内容を請負契約の条件とするとともに請負業者に対する監督を強化し、当該条件の履行の確保に努めるものとする。

8 協議内容変更の場合の措置

協議成立後において協議内容を変更する必要があるとき道路の管理者又は警察署長はすみやかに相手方にその旨を通知するとともに変更に係る事項につき再協議するものとする。

9 工事等が2以上の警察署長の管轄にわたるときの協議について工事等の実施にあつて、工事施行の場所が2以上の警察署長の管轄にわたり、同時着工とならないときは先に着工する工事場所を管轄する警察署長、同時に工事を行う場合は2以上の警察署長に協議するものとする。

10 この協定は、昭和36年度着工工事から実施する。

昭和36年5月15日

岩手県警察本部長

重松幸雄 印

東北地方建設局長

田坂栄美 印

各様式は省略する。